

医療機器等の開発・技術支援業務委託仕様書

1 委託業務の内容

医療関連分野へ参入している地元中小企業の医療機器等、介護・福祉機器、医療用周辺機器も対象とした開発製品を、乙自らの医療に係る知見に加え、医療機器等に関する技術的な知見の双方をもとに、下記業務を行うことにより、医療機器等の開発促進につなげていく。

なお、業務の実施にあたっては、開発企業及び医療関連団体との緊密な連携を図ること。

(1) 地元中小企業に対する医療機器等の開発・技術支援

①医療分野進出を目指す地元中小企業に対する助言を行うこと。

②地元中小企業が行う製品化に向けた開発の技術的支援を行うこと。

地元中小企業の医療機器開発を進めるうえで必要となる、ニーズおよび市内中小企業のシーズ等情報収集は常に行なうこと。

③地元中小企業と医療機器等開発企業及び医療機関等との受発注橋渡しを行うこと。

④本市主催の会議や展示会に出席し、情報共有や情報発信を積極的に行うこと

⑤地元中小企業が開発を行う製品の市場調査を行うこと。

⑥その他、医療機器等の開発促進のために必要な業務を行うこと。

(2) 中小企業（特に製造業）の医療機器分野進出における成功事例の調査・分析

①全国における中小企業の医療機器分野に関する成功事例を調査・分析し、地元中小企業及び本市に対して情報提供を行うこと。

ただし、提供する情報は実現可能性が高く地元中小企業が参考になるものであること。

(3) 地元中小企業に対する伴走支援

上記、(1)、(2)の実現に向けて、地元中小企業に対して、丁寧な伴走支援を行う

2 委託業務の履行場所等

乙の事務所及び本業務を実施する上で甲が必要と認める場所。

3 事業実績の報告

乙は、4半期に1度、甲との打ち合わせを行い、事業の進捗報告を実施する事。また委託業務の完了後、甲の指定する期日までに実績報告書を提出する。甲は提出された報告書の検査及び精算を行う。乙は、精算の結果、概算払いを受けた委託料に余剰金が生じた場合は、甲の指定した期日までに返納するものとする。